

平成20年度財政の健全化判断比率

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立、公布されました。この法律は神恵内村を始めとした地方公共団体の財政状況を4つの指標によりあらわし、その健全度を測ることで、破綻を防ぎ早期健全化を促すことを目標にしています。

法律の適用を受けるのは平成20年度決算からですが、各指標については平成19年度決算から算定されています。

平成21年9月9日に監査委員から関係書類の審査を受け、平成21年9月15日に意見書をいただきました。

指標名	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
神恵内村の数値	-	-	18.30	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	

※実質赤字比率

一般会計の実質収支が赤字となった場合、「その割合が財政規模に対してどの程度か？」を測る指標です。

神恵内村の場合、7.79%の黒字であったことから、-で標記され、問題はありません。

※連結実質赤字比率

一般会計と国民健康保険などの特別会計すべての実質収支総額が赤字となった場合の、村財政の規模に対する割合です。

神恵内村の場合、8.86%の黒字であったことから、-で標記され、問題はありません。

※実質公債費比率

「一年間の内に債務返済に支出された額の、村財政規模に対する割合」です。債務は、いわば義務的経費ですから、この値が高いほど財政運営に柔軟性を欠いているといえます。

この指標は3ヶ年の平均で表し、神恵内村の場合、18.3%で現在起債の許可団体になっていますが、平成17年度21.7%、平成18年度21.0%、平成19年度18.5%、平成20年度15.5%と年々減少していることから、数年先には解消されるものと推測されます。

※将来負担比率

村の債務総額が、財政規模に対してどの程度か？を測ります。

この指数は、350%、つまり財政規模の3.5年分を超えると早期健全化団体となります。

神恵内村の場合、-100.4%であったことから-と標記され、問題はありません。

平成20年度公営企業の資金不足比率(簡易水道特別会計)

指 標 名	資金不足比率 (%)
神恵内村の数値	-
経営健全化基準	20.0

※資金不足比率

企業会計の実質収支が赤字となった場合の指標を測ります。
神恵内村の場合、赤字は無いので、-で標記され、問題はありません。